

益城町複合施設建設基本設計業務委託

プロポーザル実施要領

令和2年（2020年）4月23日

益城町

— 目 次 —

1	目的	1
2	業務概要	1
3	事業計画の概要等	2
4	設計者選定方針	2
5	参加資格要件	3
6	募集及び選定スケジュール	6
7	参加手続	7
8	審査方法	10
9	契約方法等	10
10	その他	10
11	事務局	11

<別添資料>・・・益城町ホームページ掲載

- ① 益城町複合施設建設基本計画
- ② 益城町複合施設建設基本設計業務委託特記仕様書（案）
- ③ 敷地現況平面図
- ④ 敷地地籍図
- ⑤ 敷地周辺柱状図（木山下辻災害公営住宅分）

【注意】

本実施要領は、令和2年（2020年）4月23日現在に作成したものであり、スケジュールについては、公告日時点のものです。今後の社会情勢等により、日程等変更になる場合があります。参加表明を行う際は、この点を十分にご理解のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

1 目的

「益城町公民館」、「男女共同参画センター」、「地域ふれあい交流館」の3つの施設は、益城町の公の施設として、長年住民に利用されてきたが、平成28年（2016年）4月に発生した平成28年熊本地震により、大規模改修または建て替え等が必要になった。

平成30年（2018年）1月には、3つの施設の今後のあり方に関し、第三者機関である「益城町公の施設のあり方検討委員会」に諮問し、「3つの施設の機能は、町に引き続き必要であり、1つの施設に複合化することが適当である」という答申を受け、3つの施設を複合化して復旧を目指すこととなった。

3つの複合化施設（以下「複合施設」という）設計業務を行う際の詳細な検討や設計を行うため、平成30年（2018年）7月に学識経験者や各施設の利用者代表等で構成された「益城町複合施設建設検討委員会」を設置し、複合施設の建設に向けた検討や幅広い意見の聴取、条件整理を行い、平成31年（2019年）3月に「益城町複合施設建設基本計画」を策定した。複合施設の建設にあたり、複合施設の目指す姿である『地域を結び将来の発展を目指す地域づくりの拠点』の実現を目指していく。また令和2年（2020年）3月に「益城町都市計画マスタープラン」を改訂し、建設候補地一帯は、「複合防災拠点」と位置づけ、防災機能と町民サービス機能を補完するエリアとしている。

以上のことを踏まえ、益城町複合施設の設計を委ねるにふさわしい設計者を選定するため、プロポーザル方式により受託者を選定するものであり、本要領は、その設計者選定の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

益城町複合施設建設基本設計業務委託

(2) 業務内容

複合施設建設及びこれに附帯する外構等の基本設計業務

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和2年（2020年）12月18日（金）まで

(4) 見積限度額

18,465,700円（消費税10%含む。）

(5) 本業務実施上の留意点

プロポーザルにおける技術提案の内容は、設計者を選定するために提出を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。また、本業務の実施過程における協議等において、計画条件等が変更されることがある。

なお、建築実施設計については、本業務完了後に別途発注予定である。

3 事業計画の概要等

- (1) 建設候補地
上益城郡益城町大字木山592番地 外4筆
- (2) 敷地面積
約11,000㎡
- (3) 想定延床面積等
 - ア 複合施設の延床面積 約2,000㎡
 - イ 複合施設の階数 平屋
 - ウ 駐車台数 200台程度
 - エ 駐輪台数 30台程度
- (4) 概算事業費
12.6億円程度（庁舎建設工事及びこれに附帯する外構等工事）
- (5) 用途地域等
益城町複合施設建設基本設計業務委託特記仕様書（案）のとおり
- (6) 事業スケジュール（予定）
 - ア 建築基本設計 令和2年度（2020年度）
 - イ 用地設計・建築実施設計 令和3年度（2021年度）
 - ウ 農地法等各種申請許可 令和3年度（2021年度）
 - エ 建設工事 用地取得完了後～令和6年度（2024年度）
 - オ 供用開始 令和6年度（2024年度）
- (7) 主な関連する業務
 - ・複合施設建設用地取得業務

4 設計者選定方針

業務実施における設計者の選定は、公募型プロポーザル方式に基づき、次に掲げる方針で行う。

(1) 選定委員会

設計者の選定は、別に定める益城町複合施設建設設計者選定審査委員会設置要領の規定により設置する益城町複合施設建設設計者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）の評価に基づいて行う。

なお、選定委員会の委員については、選定における公平性を確保するため、二次審査当日まで公表しない。

(2) 一次審査

提出書類の評価に基づき、選定委員会が参加表明書等の提出者の中から技術提案書を提出できる者を5者程度選定する。

(3) 二次審査

一次審査で選定された者について、技術提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる選定委員会の評価を踏まえ、最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

(4) 設計者選定公表

設計者選定に関する公表については、7(4)ア及び(8)アに記載のとおり 益城町ホームページで公表する。

5 参加資格要件

本町が本業務において実施するプロポーザルによる設計者の選定に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 参加資格

ア 平成22年（2010年）4月1日から公告の日までの間に、日本国内で延床面積1,000㎡以上の同種施設又は類似施設の設計業務(※)を元請で受託した実績を有すること。

なお、複合施設については、該当する用途部分の床面積が1,000㎡以上とする。

イ 益城町入札参加資格等に関する要項（平成28年12月1日告示第174号）に基づき、益城町が作成する入札参加資格者名簿（名簿有効期間：平成31年（2019年）4月1日～令和3年（2021年）3月31日 登録業種：建築設計）に、参加表明書等の提出時において登載されていること。

ウ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、益城町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成11年告示第23号）（以下「指名停止等措置要領」という。）による指名停止を受けていないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

オ 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

※同種施設の設計業務とは、平成21年国土交通省告示第15号別添二の建築物の種類のうち、地方公共団体の「十二文化・交流・公益施設」（以下「該当施設」という）の第1類の新築設計（基本設計及び実施設計）業務とし、類似施設の設計業務とは、該当施設の第2類に分類される建築物の新築設計（基本設計及び実施設計）業務とする。

(2) 共同企業体の資格

- ア 共同企業体の構成員の数は2者とし、構成員の出資比率は10%以上とする。
- イ 構成員のすべてが「5 参加資格要件（1）イからキまで」の資格を満たす者であること。
- ウ 代表者は、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。
- エ 構成員は、他の構成員及び他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

(3) 参加不適格者

次の者は、参加資格がないものとする。

- ア 選定委員会の委員又は3親等以内の親族
- イ 選定委員会の委員又は3親等以内の親族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者
- ウ 選定委員会の委員又は3親等以内の親族が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者
- エ 選定委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属している者

資本面において関連がある者：当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

人事面において関連がある者：当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

(4) 配置予定技術者等

参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

- ア 管理技術者及び総合主任技術者は、参加表明書の提出時点において、共同企業体の代表者の組織に属していること。
- イ 管理技術者は、同種施設又は類似施設の設計業務を完了した実績がなければならない。
- ウ 総合、構造、設備の各主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
- エ 管理技術者及び各主任技術者は、次の資格、実務要件を満たしていること。
 - ① 管理技術者及び総合主任技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有していること。
 - ② 構造主任技術者は、参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有していること。
 - ③ 設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有していること。
 - ④ 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。

⑤ 上記各号のうち、一級建築士、構造設計一級建築士および設備設計一級建築士については、参加表明書の提出時点において、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。

オ 総合主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。

カ 本要領に基づき提出した資料（様式第5号から第8号まで）に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を得るものとする。

管理技術者：「益城町公共建築設計業務委託契約書」（平成14年4月1日告示第23号）第15条の定義による。

主任技術者：管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。

同種施設の設計業務

平成22年（2010年）4月1日以降に、延床面積1,000㎡以上の地方公共団体の該当施設の第1類の新築設計（基本設計及び実施設計）業務を元請として完了した実績。なお、複合施設については、該当する用途部分の床面積が1,000㎡以上とする。

類似施設の設計業務

平成22年（2010年）4月1日以降に、延床面積1,000㎡以上の地方公共団体の該当施設の第2類に分類される建築物の新築設計（基本設計及び実施設計）に関する業務を元請として完了した実績。なお、複合施設については、該当する用途部分の床面積が1,000㎡以上とする。

協力事務所：業務の一部を委任し、又は請負わせる事務所をいう。

（5）参加に対する制限

ア 参加者1者につき1提案とする。

イ 協力者（協力事務所）は、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、他の参加者の協力者（協力事務所）となることはできない。ただし、建築士法第20条の2第2項に示す構造関係規定及び建築士法第20条の3第2項に示す設備関係規定に適合するかの確認のみを求める場合は、この限りでない。

ウ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、指名停止等措置要領による指名停止を受けていないこと。

（6）失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合、その参加者は失格となることがある。

ア 選定委員会の委員及び事務局関係者に直接又は間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をしたと選定委員会が認めた場合（本要領に定める手続きに関するものは除く。）

イ 審査の公平性に影響を与える行為があると選定委員会が認めた場合

ウ 本要領の規定に違反すると選定委員会の委員長が認める場合

エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ② 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
- ⑤ 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

6 募集及び選定スケジュール（予定）

	項 目	日 程
一 次 審 査	募集公告	令和2年（2020年）4月23日（木）
	実施要領等の配布	令和2年（2020年）4月23日（木）から 5月22日（金）まで
	第1回質問の受付	令和2年（2020年）4月23日（木）から 5月8日（金）まで
	第1回質問の回答	令和2年（2020年）5月13日（水）まで
	参加表明書及び参加表明書 関連書類の受付	令和2年（2020年）4月23日（木）から 5月22日（金）まで
	書類審査	令和2年（2020年）5月26日（火）（予定）
	審査結果発表（公表及び通知）	令和2年（2020年）5月29日（金）
二 次 審 査	第2回質問の受付	令和2年（2020年）5月29日（金）から 6月9日（火）まで
	第2回質問の回答	令和2年（2020年）6月12日（金）まで
	技術提案書及び技術提案書 関連書類の受付	令和2年（2020年）5月29日（金）から 6月19日（金）まで
	プレゼン・ヒアリング審査	令和2年（2020年）6月27日（土）（予定）
	審査結果発表（公表及び通知）	令和2年（2020年）7月1日（水）（予定）
	委託内容等の協議期間	令和2年（2020年）7月3日（金）（予定）から 7月10日（金）（予定）まで
	契約締結予定日	令和2年（2020年）7月13日（月）

※ 今後の社会情勢等により、日程変更になる場合があります。

7 参加手続

<p>(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間</p>	
ア 配布方法	<p>プロポーザルに係る書類等は、益城町ホームページから入手するものとする。 (益城町ホームページ：http://www.town.mashiki.lg.jp/)</p>
イ 配布期間	<p>令和2年(2020年)4月23日(木)から5月22日(金)まで</p>
<p>(2) 第1回質問の受付</p> <p>参加表明書等に関して質問がある者は、次のとおり提出すること。</p>	
ア 受付期間	<p>令和2年(2020年)4月23日(木)から5月8日(金)まで (土・日曜日、祝日を除く。) 9時から17時まで(ただし、12時から13時までの間を除く。)</p>
イ 提出書類	<p>参加表明書等に関する質問書(様式第13号)</p>
ウ 提出方法	<p>事務局へFAXにより提出すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して着信の確認をすること。</p>
エ 質問に対する回答	<p>一括して質問回答書として取りまとめ、令和2年(2020年)5月13日(水)までに益城町ホームページに掲載する。なお、質問に対しては、個別に回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。</p>
<p>(3) 参加表明書等の受付</p> <p>参加者は、次のとおり提出すること。</p>	
ア 受付期間	<p>令和2年(2020年)4月23日(木)から5月22日(金)まで (土・日曜日、祝日を除く。) 9時から17時まで(ただし、12時から13時までの間を除く。)</p>
イ 提出書類及び提出部数	<p>① 様式第1号から第12号まで各1部 ② 様式1号から第11号までは、様式毎にインデックスを付し、A4フラットファイルに綴り、1部提出すること。</p>

	<p>ウ 提出方法</p> <p>事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。また、提出書類の受領確認ができるよう、受付番号を付した参加表明書等受領書（様式第12号）を受付後に交付するため、郵送により提出した場合は、参加表明書等受領書返信用封筒（長3サイズで84円切手を貼り、返信先宛名を記載しているもの1通）を同封すること。</p>
	<p>(4) 一次審査結果の通知</p> <p>ア 一次審査結果は、令和2年（2020年）5月29日（金）17時までに益城町ホームページで公表する。また、一次審査を通過し、二次審査の対象となる参加表明者（以下「二次審査対象者」という。）に対しては、電子メール及び文書にて通知する。</p> <p>イ 一次審査において選定されなかった者は、令和2年（2020年）6月5日（金）17時までに、書面により選定委員会に対して非選定理由についての説明を求められることができる。</p> <p>ウ 選定委員会は、前項の規定により説明を求められた場合は、令和2年（2020年）6月9日（火）17時までに書面により回答する。</p>
	<p>(5) 第2回質問の受付</p> <p>二次審査対象者のうち、技術提案書等に関して質問がある者は、次のとおり提出すること。</p> <p>ア 受付期間 令和2年（2020年）5月29日（金）から6月9日（火）まで （土・日曜日、祝日を除く。） 9時から17時まで（ただし、12時から13時までの間を除く。）</p> <p>イ 提出書類 技術提案書等に関する質問書（様式第18号）</p> <p>ウ 提出方法 事務局へFAXにより提出すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して着信の確認をすること。</p> <p>エ 質問に対する回答 一括して質問回答書を取りまとめ、令和2年（2020年）6月12日（金）17時までに、益城町ホームページに掲載する。なお、質問に対しては、個別には回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。</p>
	<p>(6) 技術提案書等の受付</p> <p>二次審査対象者のうち、技術提案書等の受付は、次のとおり提出すること。</p>

<p>ア 受付期間</p> <p>令和2年（2020年）5月29日（金）から6月19日（金）まで （土・日曜日、祝日を除く。）</p> <p>9時から17時まで（ただし、12時から13時までの間を除く。）</p>
<p>イ 提出書類及び提出部数</p> <p>① 技術提案書（様式第14号）、参考見積書（任意様式）、技術提案書等受領書（様式第17号）は1部</p> <p>② 業務の実施方針（様式第15号）、課題に対する提案（様式第16号）は、様式又は課題毎にインデックスを付し、片袖折りにて、A4フラットファイルに綴り、8部提出すること。</p>
<p>ウ 提出方法</p> <p>事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。</p> <p>持参する場合、1次審査の選定通知書を提示すること。</p>
<p>(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施</p> <p>プレゼンテーション及びヒアリング審査は、非公開とする。</p>
<p>ア 実施日（予定）</p> <p>令和2年（2020年）6月27日（土）</p> <p>※プレゼンテーション及びヒアリング審査に関する詳細については、二次審査対象者へ別途通知する。</p>
<p>イ 実施場所</p> <p>未定（令和2年（2020年）6月19日（金）17時までに、対象者へ電子メールにより通知する。）</p>
<p>ウ 出席者</p> <p>様式第5号に記載された管理技術者、様式第6号に記載された総合主任技術者は必ず出席し、合計5名以内でプレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧（様式第19号）を提出すること。</p>
<p>エ ヒアリングの内容</p> <p>技術提案書の内容に関するヒアリングを実施する。</p>
<p>オ プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間</p> <p>プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間は、技術提案書等書類の受付終了後、別途通知する。</p>

(8) 二次審査結果の通知

ア 二次審査結果は、令和2年（2020年）7月1日（水）17時までに益城町ホームページで公表する。また、最優秀者1者及び優秀者1者に対しては、電子メール及び文書にて通知する。

イ 二次審査において最優秀者に選定されなかった者は、令和2年（2020年）7月8日（水）17時までに、書面により選定委員会に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

ウ 選定委員会は、前項の規定により説明を求められた場合は、令和2年（2020年）7月15日（水）17時までに書面により回答する。

8 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

選定委員会が審査事項に関する評価配点を決定し、事務局が参加者から提出された書類（参加表明書等）を採点する。選定委員会は、採点結果を審査し、技術提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者として、採点結果に基づき上位から5者程度を選定する。なお、一次審査の得点は二次審査に加算する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

選定委員会は、技術提案書等を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、技術提案の的確性、創造性、具体性等を評価し最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

※ 一次審査参加者のうち、一者のみ技術提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリング審査対象者となった場合でも二次審査を行う。

9 契約方法等

(1) 契約の交渉

二次審査で選定された最優秀者と委託契約等について協議・調整し、合意した場合、契約を締結する。なお、最優秀者と委託契約が成立しない場合は、優秀者と委託契約等の協議、調整を行うものとする。

(2) 契約の締結

当該設計業務に係る委託契約は、見積限度額の範囲内で締結するものとする。

10 その他

(1) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された参加表明書及び技術提案書等の書類は返却しない。

(3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標

準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

- (4) 提出書類において、他の文献を引用した場合は、出典を明示すること。
- (5) 提出書類の内容に、第三者の著作物の公表、展示等が含まれている場合には、提出者が当該第三者に承諾を得ておくこと。
- (6) 提出書類作成のために本町から受領又は閲覧した資料は、本プロポーザルに限り使用し、本町の了解なく公表、使用してはならない。
- (7) 参加者に対する現地説明会等は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、来庁者等のプライバシーに十分配慮し、近隣居住者、通行人等に迷惑が掛らないようにすること。なお、当該現地調査等に起因するトラブルが発生した場合、その内容により失格とすることがある。
- (8) 参加表明書の提出後から契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。なお、最優秀者が参加資格を失った場合には、優秀者と契約手続を行うものとする。
- (9) 本町は、契約を締結した者の書類（1部）を保存、記録し、図録等により公表する権利を有し、公開する場合は、使用料等は無償とする。
- (10) 契約を締結した者の書類以外は公表しないものとする。
- (11) 参加者は、本プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (12) 契約保証金は、益城町財務規則（平成16年告示第25号）第81条の規定によるもの（業務委託料の10分の1以上）とする。
- (13) 設計に当たっては、本町と綿密な打合せを行い、十分意見を反映した設計とすること。
- (14) 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。
- (15) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と益城町が協議して決定する。

11 事務局

プロポーザルの事務局は次のとおりとする。また、プロポーザルに関する問合せ及び書類等の提出先は、事務局とする。

〒861-2295

熊本県上益城郡益城町木山594（仮設庁舎）

益城町役場 新庁舎等建設推進課

電話：096-286-3312 FAX：096-234-6875

電子メールアドレス：chosya@town.mashiki.lg.jp